

## 新型コロナウイルス感染症に係る教育委員会事務局の対応について（その2）

新型コロナウイルス感染症への教育委員会の対応については、令和2年4月28日開催の令和2年第8回教育委員会定例会で報告（別添「参考資料」参照）したところであるが、その後の対応について、下記のとおり報告する。

### 記

#### 1 区立小中学校について

##### (1) 休業及び再開について

- ① 4月30日 学校休業期間の5月31日までの延長を保護者に周知
- ② 5月22日 緊急事態宣言が解除された場合の6月1日からの再開の方針及び解除されなかった場合の対応を保護者に周知
- ③ 5月26日 緊急事態宣言等の解除を踏まえ、学校の6月1日からの再開を保護者に改めて周知

##### (2) 今後の学校再開の概要

分散登校などにより段階的に再開する（詳細は、別紙1のとおり）

##### (3) 臨時休業期間中における学習支援及び6月1日以降の学習支援について

5月11日から児童・生徒による自宅での学習を支援するため、定期的な課題の配布・回収を開始した。6月1日以降の分散登校などにおいても自宅での学習支援を継続する。（詳細は、別紙2のとおり）

##### (4) 保護者に対するアンケート調査の実施

5月11日付で次の項目について保護者アンケートを実施し、現在集計中（先行して集計を行った家庭のインターネット環境については、別紙2のとおり）

- ① 不安に感じること
- ② 今後必要だと思われるサポート
- ③ 家庭のインターネット環境

##### (5) 就学援助について

臨時休業期間中については給食も停止しており、家庭での子どもへの昼食の提供について負担が増加していることから、経済的な支援を目的として、就学援助受給世帯に対して、給食費相当分の支給を就学援助の制度を活用して行うこととした。期間は、4月からの臨時休業期間中及び学校再開後、給食が提供されるまでの間とした。

なお、給食提供は、6月22日（月）からの予定である。

## 2 新BOP（学童クラブ、BOP）について

令和2年5月6日までとされていた運営休止期間を5月31日（日）まで延長した。ただし、学童クラブについては、社会生活を維持する上で必要なサービスに従事しているなど、仕事を休むことが困難な方の児童は預かることとしている。

5月25日に国の緊急事態宣言解除の発表があったことから、6月1日以降の学童クラブの休止を解除する。ただし、当面の間、子どもの感染防止の観点から、自宅で過ごすことが可能な児童の保護者に対して自粛を求め、規模を縮小した運営を実施する。

BOPについては、当面の間、休止を継続する。

## 3 区立幼稚園・区立認定こども園における対応について

令和2年5月6日までとされていた臨時休園期間を5月31日（日）まで延長した。ただし、ご家庭の事情による応急保育を実施している。

なお、5月25日に国の緊急事態宣言解除の発表があったことから、6月1日から段階的に保育を開始することとしたが、当面の間、登園自粛を要請することとした。

また、入園式・始業式は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために必要な措置を十分講じたうえで、6月12日（金）に行う。

（詳細は、別紙3のとおり）

## 4 新型コロナウイルス感染症対応を踏まえたICT教育環境その他の環境整備について

### (1) ICT教育環境の整備

①学校臨時休業が長期化していることから、自宅でのオンライン学習を実施できる環境の整っていない家庭の小学校5～6年生、中学校1～3年生にタブレット型情報端末及びモバイルWi-Fiルーターを貸し出す。

②自宅でのオンライン学習を実施できる環境の整っていない家庭の小学校3～4年生にも、タブレット型情報端末及びモバイルWi-Fiルーターを貸出すこととし、上記①の貸し出しの残数に追加で行う。

このため、学校に設置している教育用タブレット型情報端末の一部（280台の予定）の設定変更、追加のモバイルWi-Fiルーターの借り入れを行う。

③区立小中学校の児童・生徒向けに実施する動画配信環境を整備する。

④学校及び家庭双方での活用を視野に入れて、小中学校の児童・生徒1人1台のタブレット型情報端末の配備及び校内通信ネットワークの整備を行う。

### (2) その他の環境整備（今後の学校再開に向けての環境整備）

①非接触型検温器の購入

②飛沫感染防止シート等の購入

③学校用携帯電話の臨時借入

（詳細は、別紙4のとおり）

5 臨時休館中の世田谷区立図書館の再開方法について

臨時休館中の世田谷区立図書館については、新型コロナウイルス感染予防策を講じたうえで、サービスを段階的に再開することとし、①5月22日より予約確保済資料の貸出宅配サービス開始、②6月1日より予約確保済資料の貸出・貸出資料の返却の窓口での再開等、③6月12日より資料閲覧・閲覧席利用・レファレンス業務以外の運営、④7月を目途に通常開館の順に行っていく。

(詳細は、別紙5のとおり)



## 区立小中学校の段階的な再開について

## 1 区立小中学校の再開の経緯

区立小中学校については、国の緊急事態宣言に基づく東京都緊急事態措置を踏まえ、5月31日（日）まで臨時休業としていた。

国による緊急事態宣言が5月25日（月）をもって解除され、東京都においても休業要請のレベルを5月26日（火）よりステップ1に緩和した。

区立小中学校については、5月31日（日）まで臨時休業を継続し、6月1日（月）より再開する。

## 2 区立小中学校の再開に関する基本的な考え方

- ① 段階的な再開
- ② 再開に際しての感染症対策の徹底
- ③ 児童生徒の学習支援の推進

## 3 区立小中学校における段階的な学校活動の再開

## (1) 分散登校の実施

学校活動の安全性の確保などの状況を把握しつつ、授業などの学校活動を分散登校により段階的に再開する。分散登校は、クラスの約2分の1が教室を利用する形とし、登校時間帯を午前・午後に分け、午前の児童・生徒と午後の児童・生徒の時間が重ならないように設定する。

第1段階 (6月1日から)	分散登校を実施	小1～6：半日×週1回 中1～3：半日×週2回
第2段階 (6月8日から)	分散登校を実施	小1～6：半日×週2回 中1・2：半日×週3回 中3：半日×週4回
第3段階 (6月15日から)	分散登校を実施	小1・2：半日×週3回 小3～6：半日×週5回 中1～3：半日×週5回
第4段階 (6月22日から)	① 席の配置の工夫や透明パーティションの設置など追加の措置を講じたうえで、通常の時間割による学校活動を実施する。 ② 給食の提供を開始	

## (2) 学校活動の再開に際しての感染症対策の徹底

- ① 文部科学省の「学校再開のガイドライン」に基づき、感染症対策を徹底する。
  - ・ 毎日の検温と風邪状態の確認（自宅で検温。登校時に記録シートを提示）
  - ・ 手洗いとマスク着用の徹底（国から児童生徒・教職員用の布マスク（1人2枚）が各学校に送付されている）
  - ・ 近距離での会話や発声、身体の接近・接触を伴う授業（対面でのグループ学習、柔道の組手、音楽室での歌唱指導、調理実習など）は行わない。
  - ・ 子どもが手を触れる場所を中心とした消毒（ドアノブ、手すり、スイッチ等）
  - ・ 教室などの換気の徹底
  - ・ 給食時に机を向かい合わせにしない など
- ② 教室内における飛まつ等への対策
  - ・ 分散登校の期間中は、1クラスの半分の児童・生徒を交互に着席させ、机と机との間を1m以上確保するとともに、マスクの着用を指導する。
  - ・ 通常の学校活動を再開する第4段階においては、児童・生徒の机をずらして配置し、1m以上の距離を確保するとともに、マスクの着用を指導する。また、机の横部分に透明パーテーションを設置する。
- ③ 児童・生徒や教職員に感染者等を生じた場合の迅速な感染拡大防止対策
  - ・ 児童・生徒や教職員に感染者を生じた場合は、保健所による疫学調査に基づき、臨時休業とする範囲（学校全体、学年、クラス等）確定させ、必要な範囲を臨時休業とする。
  - ・ 児童・生徒や教職員に濃厚接触者を生じた場合は、当該児童・生徒や教職員の登校・出勤を停止するとともに、保健所の指導に基づき必要な感染症対策を講じる。

## (3) 入学式の実施

### ① 日程

小学校は6月6日（土）とし、中学校は6月7日（日）とする（中学校の夜間学級は6月5日（金）とする。）。

### ② 実施方法等

式典はクラス別に複数回に分けるなどにより必要最小限の参加人数とし、必要最小限の時間で実施する。保護者は2名まで参加可とし、来賓等の参加はなしとする。

## (4) 休業期間の長期化に伴う対応

### ① 夏期休業期間における授業の実施

夏期休業期間（7月21日～8月31日）のうち、7月21日から7月31日まで（休日2日間を含む）について、授業を実施する。

### ② 土曜授業の追加

9月以降について、月1回の土曜授業を月2回に変更する。

#### 4 各種行事等の中止

学校休業期間の長期化及び段階的な再開の方針を踏まえ、次の行事等を中止する（修学旅行については調整中）。

修学旅行 (中3)	長時間にわたるバス・電車での移動や大人数で寝食を伴う行事であり、感染リスクを下げる対策を講じることが難しいこと、滞在先で発熱等の症状を生じた場合の安全確保が困難であることなどから修学旅行を中止の方向で調整を進めている。
水泳の授業 (小中学校)	水泳授業の実施前に行う必要がある内科、耳鼻科、眼科などの健康診断が実施できていないことなどから、令和2年度は水泳の授業は行わないことを基本とし、令和3年度の体育の授業において水泳の時間を増やすこととする（夏休み期間中のプールについても実施しない）。
教育センターへの移動教室 (小4)	移動にバスを使う学校が多いことから教育センターへの移動教室（プラネタリウム＋タッチ・ザ・ワールド）については、全校で中止とする。
海外派遣事業 (小5・中2)	派遣先国での滞在中に児童・生徒が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合における安全性を十分に確保することが困難であることから、令和2年度における児童・生徒の海外派遣事業を全て中止する。

【参考】既に中止を決定している行事等

古典芸能鑑賞教室（小6）、歌舞伎鑑賞教室（中3）、川場移動教室（小5）、河口湖移動教室（中1、特別支援学級、夜間学級）、日光林間学園（小6）、中学校特別支援学級連合球技大会（特別支援学級）



## 臨時休業期間中の学習支援及び6月1日以降の学習支援について

## 1 臨時休業期間中の学習支援について

## (1) 5月上旬までの学習支援

各学校によるプリントの配布

教育委員会による学習動画「せたがやまなびチャンネル」の配信

【せたがやまなびチャンネルでの動画の配信状況】

30本の動画を配信・合計再生回数27605回（5月25日現在）

## (2) 5月中旬以降の学習支援

- ① 教科書に基づく学習支援を図るため、子どもたちによる家庭での学習と学校による学習のフォローを組み合わせる形による学習支援を実施。1週間の学習スケジュールを自分で記入するカレンダーを配布

i 学校からの特定テーマに関する課題（プリントなど）を配布



ii 課題に応じた学習（プリントを用いた学習など）を行い、学校に提出（課題の提出時に次回分の課題を配布します）



iii 学校から課題の解説や提出物に関する評価やコメントなどを配布

- ② 小学校5年生以上について教科書に基づく学習支援を充実させるため、教育委員会による学習動画「せたがやスタディTV」を配信するとともに、自宅にインターネット環境のない小学校5年生以上を対象に区で購入したタブレット端末等の貸出しを実施

【せたがやスタディTVでの動画の配信状況】（5月11日～5月31日学習分）

小5・小6	13教科（13動画）
中1	4教科（4動画）
中2	3教科（4動画）
中3	3教科（5動画）

- ③ 各学校による学習動画等の配信

## 2 6月1日以降の学習支援

## (1) 分散登校中の学習支援

分散登校中（第1段階～第3段階）は、午前だけの授業又は午後だけの授業となるため、家庭での学習支援を継続する。

インターネット環境を用いた学習支援の範囲を小3・小4にも拡大するため、5月22日から機器の貸出希望調査を実施



## 区立幼稚園・認定こども園の対応について

国の緊急事態宣言が5月25日に解除されたため、以下の取り扱いとする。

## 1 区立幼稚園等の再開等について

区立幼稚園及び認定こども園多聞幼稚園（以下「多聞幼稚園」という。）の休園については、令和2年5月31日（日）までとする。

ただし、保育については、新型コロナウイルス感染症の再度の感染拡大を防止するため、当面の間、自宅で過ごすことができる環境がある園児に対しては、可能な限り登園を自粛するように要請し、保育の提供を縮小して実施する。

なお、入園式及び始業式は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために必要な措置を十分講じたうえで、令和2年6月12日（金）に行う。

## 2 再開後の保育の内容について

- ① 6月末までを目途に、感染防止のため保護者が仕事を休み自宅にすることが可能であるなど自宅で過ごすことができる環境がある園児については、可能な限り登園を自粛するように要請する。
- ② 保育は、令和2年6月12日（金）までの間は、午前中のみ保育とする。ただし、多聞幼稚園保育枠においては通常の時間枠で保育を行う。
- ③ 登園自粛が困難な園児を対象とした預かり保育は、令和2年6月2日（火）から再開し、園児は弁当等を持参するものとする。
- ④ 多聞幼稚園の給食の再開は令和2年6月15日（月）からとする。なお、多聞幼稚園保育枠については、それまでの間、園児は弁当等を持参するものとする。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症の感染が再び拡大した場合などには、再度休園等の措置を取る。

## 3 感染防止対策について

文部科学省の「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」等に基づき、適切に感染防止対策を行う。



## ICT教育環境その他の環境整備について

## 1 家庭学習支援のための環境整備（タブレット型情報端末等の臨時貸与）

自宅でのオンライン学習を実施できる環境の整っていない家庭の小学校5～6年生及び中学校1～3年生用に、タブレット型情報端末を1,000台購入し、モバイルWi-Fiルーターとともに貸し出す。

## 【経費】※第2回区議会定例会に補正予算を提案予定

①タブレット型情報端末の購入	: 26,260千円
②モバイルWi-Fiルーター使用料	: 29,700千円
(特定財源: 26,400千円(都補助))	
③タブレット型情報端末設定作業委託料	: 3,300千円
《合計》	59,260千円

## 2 学校設置の教育用タブレット型情報端末の一部貸し出し

自宅でのオンライン学習を実施できる環境の整っていない家庭の小学校3～4年生にも、タブレット型情報端末及びモバイルWi-Fiルーターを貸出すこととし、上記1の貸し出しの残数に追加で行う。

このため、学校に設置している教育用タブレット型情報端末の一部(280台の予定)の設定変更、追加のモバイルWi-Fiルーターの借り入れを行う。

## 【経費】※第2回区議会定例会に補正予算を提案予定

①タブレット型情報端末の設定変更	: 2,200千円
(特定財源: 2,200千円(都補助))	
②モバイルWi-Fiルーター使用料	: 7,084千円
(特定財源: 6,160千円(都補助))	
《合計》	9,284千円

## 3 家庭学習用動画配信環境の整備

新型コロナウイルス感染症の拡大による対応に伴い、区立小中学校の児童・生徒向けに実施する動画配信環境を整備する。

## 【経費】※第2回区議会定例会に補正予算を提案予定

①家庭学習用動画配信環境整備委託料	: 13,262千円
《合計》	13,262千円

4 小中学校の児童・生徒1人1台のタブレット型情報端末の配備及び校内通信ネットワークの整備

新型コロナウイルス感染症対応を踏まえ、学校及び家庭双方での活用を視野に入れて、小中学校の児童・生徒1人1台のタブレット型情報端末の配備及び校内通信ネットワークの整備を行う。

【経費】

①タブレット型情報端末の購入 : 2, 151, 850千円

(特定財源: 1, 581, 585千円(国補助・都補助))

②校内通信ネットワーク環境の整備: 627, 468千円

(特定財源: 348, 244千円(国補助・都補助))

《合計》 2, 779, 318千円

※詳細については、本日の文教常任委員会報告案件「GIGAスクールネットワーク構想に基づく区立小中学校タブレット端末増設及び校内通信ネットワーク整備について」のとおり。

5 非接触型検温器及び飛沫感染防止シート等の購入

今後の学校再開に向けての環境整備として、非接触型検温器及び飛沫感染防止シート等の購入を行う。

【経費】※第2回区議会定例会に補正予算を提案予定

①非接触型検温器の購入 : 2, 423千円

(各学校(園)及び教育委員会に各2個)

②飛沫感染防止シート等の購入 : 15, 770千円

(各クラス10, 000円)

(いずれも、特定財源(国補助・都補助)については、調整中)

《合計》 18, 193千円

6 学校用携帯電話の臨時借入

臨時休業期間中及び分散登校中も含め、教員と児童・生徒及び保護者とのコミュニケーション手段を確保し、生活状況・学習状況の把握、相談・連絡並びに学習用動画作成等の手段とするため、学校用携帯電話を臨時で借り入れることとする。(5月下旬～6月)

【経費】※既存予算で対応

①レンタル料金等 : 1, 143千円

②通信料等 : 3, 185千円

《合計》 4, 328千円

## 臨時休館中の世田谷区立図書館の再開方法について

## 1 主旨

区立図書館では、国の緊急事態宣言及び都の緊急事態措置を踏まえ、令和2年5月31日（日）までの間、臨時休館としている。

今般、国や都の動向を踏まえ、現在、全館で予約が確保されている約5万冊の資料を円滑に貸し出し、段階的に再開する。

## 2 図書館サービスの再開に向けた考え方

- (1) 国や都の動向を見ながら、図書館サービスを段階的に再開する。
- (2) 来館者の集中を避けるため、再開は地域図書室、図書館カウンターを含め、全館一斉とする。
- (3) 来館者の集中を避けるため、開館時間の短縮は行わない。

## 3 再開の手順

感染予防策（裏面参照）を強化したうえで、区立図書館全施設において以下のサービスを段階的に再開する。

- (1) 第1段階 令和2年5月22日（金）から当面の間

予約確保済資料の貸出宅配サービス開始

各図書館で確保している予約資料（CD等の音響資料や郵送に適さない大型本を除く）について、希望者を対象にゆうメール・ゆうパック（区負担）による宅配貸出を行う。受付時間は、開館日の午前10時から午後5時まで。

- (2) 第2段階 令和2年6月1日（月）から6月11日（木）まで

※月曜休館の館は翌火曜日から

予約確保済資料の窓口貸出の再開、貸出資料の窓口返却の再開、新規予約受付（インターネットのみ）の再開

- (3) 第3段階 令和2年6月12日（金）から

【利用できるサービス】

予約資料の貸出、貸出資料の返却、新規予約受付（インターネット・電話・窓口）、利用者登録の再開

【利用できないサービス】

資料の閲覧、閲覧席の利用、レファレンス（簡易なものを除く）

- (4) 第4段階（7月目途 ※開始時期は状況を見ながら判断する）

通常開館（感染症対策を踏まえた上での開館）

【経費】※第2回区議会定例会に補正予算を提案予定

①貸出宅配サービス郵送料： 9, 440千円

②消耗品費(梱包材費用)： 880千円

《合計》：10, 320千円

## 区立図書館再開時における感染予防対応策

### (1) 施設等の消毒

- ・カウンター付近、手すり等を定期的に消毒する。
- ・入口付近に消毒液を配置する。
- ・カウンターにはビニールシート等を設置し飛沫感染防止を図る。
- ・貸出資料を消毒する(返却時に消毒)。

### (2) 換気

- ・定期的な換気を行う。窓開放、入ロドア開放など。

### (3) 来館者の分散化

- ・利用者共通カードの番号が偶数であれば偶数日に、奇数であれば奇数日にご来館いただくよう事前に周知する。

### (4) 密集の防止

- ・社会的距離(1～2メートル)が確保できるよう、床等に表示を行う。
- ・行列の状況により、入館制限を行い、時間をあけての来館を依頼する。

### (5) その他

- ・職員のマスク着用
- ・利用者へはマスク着用、こまめな手洗いの励行、体調不良の際の来館自粛、少人数での来館等を、ホームページ等で事前に周知する。

令和2年4月28日  
教育委員会事務局

## 新型コロナウイルス感染症に係る教育委員会事務局の対応について

新型コロナウイルス感染症への教育委員会の対応状況について下記のとおり報告する。

### 記

#### 1 区立小中学校の休業期間

令和2年3月2日から5月6日まで（春季休業期間を含む）

#### 2 学校休業の長期化による学習課程や学校行事への影響

##### (1) 学習課程への影響

学校休業期間の長期化により、令和2年度分の授業時数の不足（5月6日までの休業の場合で最大70時間程度）が見込まれており、①土曜授業の回数増、②夏休みの短縮などによる対応を検討している。また、学校休業が更に長期化した場合については、文部科学省の通知に基づき家庭での学習を授業として取り扱うことなどを検討する。

##### 【学校休業が5月6日までの場合の対応の例】

- ① 9月以降の土曜授業を月1回から月2回に増やす。
- ② 夏休みの8日間程度の短縮
- ③ 各教科における予備的時間の活用

##### (2) 学校行事等への影響（4月中旬時点）

- ① 入学式・1学期の始業式【延期】
- ② 運動会・体育祭  
1学期中に実施予定のものは、2学期以降に延期し、時間短縮を検討
- ③ 移動教室・修学旅行  
1学期中に実施予定のものは、2学期以降に延期又は中止
- ④ 校外学習（地域学習）  
電車・バスなどの交通機関を利用した校外学習は2学期以降に延期又は中止  
徒歩による校外学習も延期や中止を検討
- ⑤ 古典芸能鑑賞教室（小学6年生）、歌舞伎鑑賞教室（中学3年生）【中止】  
代替日の設定が困難であることから中止とした。
- ⑥ 全国学力・学習状況調査（国）、児童・生徒の学力向上を図るための調査（都）  
【中止】  
文部科学省・東京都教育委員会において中止を決定
- ⑦ 学習習得確認調査（区）

- 1学期中に実施予定のものは、2学期以降に延期
- ⑧ オリンピック・パラリンピック競技の観戦【延期】  
東京2020大会の延期決定に伴い、児童・生徒等の競技観戦も延期となっている（日程などの詳細については、東京都からの今後の通知待ち）。
  - ⑨ 小中学生の海外派遣事業（小学5年生・中学2年生）【検討中】  
派遣予定先の状況について情報収集を行っている（詳細は、別紙1のとおり）
  - ⑩ 部活動（中学校）【休止中】  
学校休業中は部活動も実施していない。

### 3 休業期間中の子どもたちへのケア

#### (1) 居場所等の確保

##### ① 新BOP（学童クラブ、BOP）

4月6日（月）から5月6日（水）まで運営を休止。ただし学童クラブについては、医療、交通、金融、社会福祉等の社会機能を維持するために就業を継続する家庭の児童は利用可とする。

##### ② 中学校の校庭開放

子どもの居場所や健康維持のための運動の場として区内全29中学校の校庭を開放した（3月24日（火）から4月4日（土）までの日曜日を除く毎日。10時から16時まで）。

#### (2) 心のケア、福祉部門との連携

##### ① スクールカウンセラーによる相談（学校）・教育相談員による相談（教育相談室） 保護者・児童・生徒に対する継続的な周知を実施している（保護者に送付の各種通知、区ホームページ、ツイッターなど）。

※ これまでのところ、新規の相談が急増するなどの状況は見られていない。

※ 従来からの継続案件については、電話相談や対面による相談を継続中

##### ② 教員による健康状態等の把握

学校休業中、電話連絡や家庭訪問、登校日におけるやりとりなどを通じて、教員による子どもたちの健康状態等の確認を行い、福祉的支援の必要性が懸念される場合は、子ども家庭支援センターと連携して対応

※ 現時点では、学校休業前から学校として留意していた事案への継続的な対応が中心であり、学校休業期間中に新たな事案として子ども家庭支援センターにつながった事案はほとんど見られていない。

#### (3) 学習支援

##### ① 教科書等の配布（4月中旬）

教科書や副教材などを配布するとともに、各学校でプリント等を配布

##### ② ICT環境を活用した学習支援（4月中旬～）

- ・ 学校ホームページや区ホームページを活用し、家庭での学習の参考となるような教材や学習のポイント、文部科学省のホームページ・活用できる学習ツールなどを紹介

- ・ 子どもの学びに役立つ動画を作成し、YouTubeを活用して配信

### ③ 家庭での学習の支援の強化（5月上旬～）

休業期間が長期化し、各家庭における学習の支援を強化する必要性が高まっていることから、中学生及び小学5・6年生について、タブレット端末等の貸与などICT機器の活用を含めた形で家庭学習の支援環境を構築する。

また、小学1年生から小学4年生については、プリントの配布などを中心とした家庭学習の支援を行うとともに、ICT機器を活用した家庭学習の支援を補完的に実施する（詳細は、別紙2のとおり）。

なお、この家庭での学習支援体制の強化を契機に、可能な限り早期に児童・生徒1人につき1台のICT機器環境の整備に取り組む。

## 4 区立幼稚園・区立認定こども園における対応について

- (1) 区立幼稚園・区立認定こども園多聞幼稚園（保育枠を除く。）の運営について  
令和2年3月 2日（月）から4月 9日（木）まで（春季休業期間を含む）

：登園自粛要請

4月10日（金）から5月 6日（水）まで：臨時休園

区立幼稚園・区立認定こども園の始業式及び入園式【延期】

- (2) 区立認定こども園多聞幼稚園（保育枠）の運営について

令和2年4月13日（月）から4月19日（日）まで：登園自粛要請

4月20日（月）から5月 6日（水）まで：臨時休園

なお、保護者全員が医療、交通、金融、社会福祉等の社会生活を維持する上で必要なサービスに従事している方や、ひとり親家庭などで仕事を休むことで著しく普段の生活に影響をきたすと考えられる保護者の方などについては、応急保育を実施する。

## 5 学校施設開放の休止及び社会教育施設等の休業

- (1) 小中学校の学校施設開放を5月31日（日）まで休止  
(2) 民家園、郷土資料館、図書館についても5月31日（日）まで休業  
(3) プラネタリウム、タッチ・ザ・ワールドについても5月31日（日）まで休止  
(4) ほっとスクールについては学校休業期間に合わせて5月6日（水）まで休止

## 6 公共施設の整備スケジュールの見直し

今後の行政運営に必要な財源を確保するため、次の公共施設整備を先送りする。

- (1) 弦巻中学校及び松丘幼稚園の改築については、整備計画を2年程度の延期とし、法適合化工事のみを令和2年度に実施する。  
(2) 梅丘図書館の改築については、整備計画を3年程度の延期とする。



## 小中学生の海外派遣事業の検討状況

## 1 派遣予定先の状況（4月中旬に各交流窓口に照会）

<p>オーストリア ウィーン市ドゥブリング区 (小学5年生・11月予定)</p>	<p>ヨーロッパの中で比較的影響は少ない方であるが、裁判所も行政機関もすべて停止している。派遣受入について市長に相談することも困難な状況。春・夏のイベントは中止され、秋に延期したのも中止か更なる延期の方向で動いている。</p>
<p>オーストラリア バンバリー市 (小学5年生・11月予定) (中学2年生・9月予定)</p>	<p>市や地域の暮らしは、この短い期間で一変し、市の多くの部門は事実上の閉鎖や隔離を行っており、学校はリモート授業に移行している。渡航についても規制が実施されている。</p>
<p>フィンランド (小学5年生・8月予定) (中学2年生・8月予定)</p>	<p>(情報収集中)</p>
<p>アメリカ オレゴン州ポートランド市 (中学2年生・9月予定)</p>	<p>オレゴン州では外出制限令が出されている。学校は休校中で夏休みまで授業が再開されない可能性も十分にある。ホストファミリーの募集を開始することが難しい状況</p>

## 2 派遣する小中学生の選考状況

アメリカ（オレゴン州ポートランド市）への派遣者については、2次選考を完了しているが、最終決定については保留している。

その他の派遣者については、1次選考を完了し、2次選考（当初、3月の実施を予定）は未実施の状態



小中学生の家庭学習の支援

1 中学生

(1) 家庭学習支援のための環境整備

2・3年生については、既にe-ラーニングの環境が存在することから、家庭にインターネット環境がない新1年生に、区が購入するタブレット端末とモバイルWi-Fiルーターを無償貸し出しする（5月上旬から当面の間）。

(2) 想定する学習支援の内容

① 教科書に基づく学習の支援

- ・教科書を読んで課題に取り組みさせるような内容のプリントを配布
- ・プリントを回収し、教員が学習状況を確認
- ・生徒には、課題を解説するプリントを配布するなど学習のフォローを行う。
- ・導入として、教員が教科（国・数・英を想定）の学習の仕方などを説明する動画を作成し、配信

② 学習支援ソフトによる学習支援

民間事業者から無償提供を受ける学習支援ソフト（ロイロノートスクール）を活用した学習支援を実施

③ ドリルパーク（従来からのe-ラーニング）による学習支援

④ 双方向授業について研究を推進する。

2 小学5・6年生

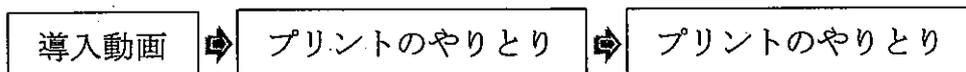
(1) 家庭学習支援のための環境整備

家庭にインターネット環境がない児童に、区が購入するタブレット端末とモバイルWi-Fiルーターを無償貸し出しする（5月上旬から当面の間）。

(2) 想定する学習支援の内容

① 教科書に基づく学習の支援

- ・教科書を読んで課題に取り組みさせるような内容のプリントを配布
- ・プリントを回収し、教員が学習状況を確認
- ・児童には、課題を解説するプリントを配布するなど学習のフォローを行う。
- ・導入として、教員が各教科の学習の仕方などを説明する動画を作成し、配信



② 学習支援ソフトによる学習支援

民間事業者から無償提供を受ける学習支援ソフト（ロイロノートスクール）を活用した学習支援を実施

3 小学1・2・3・4年生

① 教科書に基づく学習支援をプリントの配布・回収を中心に実施する。

② ICT環境を用いた学習支援を補完的に実施する。

